

2020(令和2)年11月9日

# 災害時等の対応について



# 定期接種の接種時期等について

- 定期接種の接種時期は、予防接種法施行令において以下のように原則が設定されている。
- 一方、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者に対しては、例外規定を設けている。

	対象疾病	対象者（接種時期）※1
A 類 疾 病	H i b感染症	生後2月から生後60月に至るまで
	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまで
	B型肝炎<政令>	1歳に至るまで
	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・破傷風	第1期：生後3月から生後90月に至るまで 第2期：11歳以上13歳未満（第2期はジフテリア・破傷風のみ）
	結核（BCG）	1歳に至るまで
	麻しん・風しん※2	第1期：生後12月から生後24月に至るまで 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年
	水痘<政令>	生後12月から生後36月に至るまで
	日本脳炎※3	第1期：生後6月から生後90月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満
	ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで
B 類 疾 病	ロタウイルス感染症<政令>	1価：生後6週から生後24週に至るまで 5価：生後6週から生後32週に至るまで
	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等
	高齢者の肺炎球菌感染症<政令>※3	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

※1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。

※2 風しんは令和3年度までの間、高齢者の肺炎球菌感染症は令和5年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。

※3 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。

# これまでの災害時等の対応について

- 東日本大震災の際には、予防接種法施行令及び予防接種実施規則の改正を行い、接種期間を過ぎても一定期間は定期の予防接種を受けられることとする等の対応を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、受診による感染症へのリスクが高いと考えられた場合については、医学的理由によるものとして、市町村が、長期療養特例に準じた扱いとできることとした。

## <東日本大震災時の対応>

- **予防接種法施行令の一部改正**（平成23年5月20日公布。平成23年3月11日から適用）

附則

第5項

東日本大震災の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第1条の2第1項の表の上欄に掲げる疾患（結核及びインフルエンザを除く）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。）については、同欄に掲げる者でなくなった日から同年8月31日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第3条第1項の政令で定める者とする。

- **予防接種実施規則の一部改正**（平成23年5月20日公布。平成23年3月11日から適用）

附則

（東日本大震災による特例）

第6条

第9条第1項から第5項までの規定に基づき同条第1項に規定する接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が予防接種法施行令第1条の2の表ジフテリアの項若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第1号に規定する者又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2 第15条第1項又は前条第3項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が予防接種法施行令第1条の2の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第1号に規定する者（当該者が特例対象者である場合は、同令附則第4項による読み替え後の同欄に規定する者）であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

## <新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う対応>

- **事務連絡**（令和2年3月19日）

定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の5第3号（※）に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

## ○予防接種法（昭和23年法律第68号）

（市町村長が行う予防接種）

第5条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和23年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（第10条において「保健所を設置する市」という。）にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

## ○予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）

（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）

第1条の3 法第5条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（略）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（略）とする。【表省略】

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（略）であって、当該掲げる者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、**厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間**にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

## <参考> 根拠条文 その2

○予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

（長期にわたり療養を必要とする疾病）

第2条の5 令第1条の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- 二 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- 三 その他のこれらに準ずると認められるもの

（特別の事情）

第2条の6 令第1条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 一 **前条に規定する疾病にかかったこと**（これによりやむを得ず法第5条第1項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- 二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第1条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず法第5条第1項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- 三 **前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの**

（特定疾病）

第2条の7 令第1条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	15歳（予防接種実施規則（昭33年厚生省令第27号）第9条及び第10条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下この表において「四種混合ワクチン」という。）を使用する場合に限る。）
百日せき	15歳（予防接種実施規則第9条及び第10条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
急性灰白髄炎	15歳（予防接種実施規則第9条及び第10条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	15歳（予防接種実施規則第9条及び第10条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
結核	4歳
H i b感染症	10歳
肺炎球菌感染症 （小児がかかるものに限る。）	6歳

# 災害時等に定期接種を完了できなかった場合の対応について（案）

## 現状と課題

- 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令において規定されているが、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者や、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められる者については、接種年齢を超えても接種を行うことができることとされている。
- 医学的な理由以外ではこうした取り扱いが想定されていないことから、東日本大震災の際に、接種対象年齢を過ぎた者が定期接種を受けられることとした際には、政省令の改正を必要とした。



## 対応案

- 大規模災害等によりやむを得ず接種機会を逃した場合については、必要に応じ、迅速に下記の対応をとれるようにしてはどうか。
  - ・ 定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者については、一定期間は定期の予防接種を受けられることとする。
  - ・ 一定の間隔をおいて複数回接種が必要な接種について、予定どおりに接種を受けることができなくなった者について、期間を過ぎてしまっても定期の予防接種とみなすことができることとする。
- やむを得ない事情としては、大規模災害や、ワクチン供給の大幅な不足等により、ワクチンの接種が困難な場合が想定されるのではないか。こうした事情が生じた場合には、国が迅速にその該当性について示すこととしてどうか。



# ＜参考＞ 薬剤師法等の制度

## ○薬剤師法（昭和35年法律第146号）

（調剤の場所）

第22条 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、（略）及び**災害その他特殊の事由により**薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

## ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

（処方箋医薬品の販売）

第49条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、その薬局又は店舗に帳簿を備え、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者に対して前項に規定する医薬品を販売し、又は授与したときは、厚生労働省令の定めるところにより、その医薬品の販売又は授与に関する事項を記載しなければならない。

3 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知）

1. 処方せん医薬品について

（2）正当な理由について

新薬事法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）

（平成23年3月12日 事務連絡）

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、（略）、薬事法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。